

22川監公第15号

平成22年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤晶一
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 総合企画局

財政局

市民・こども局（こども本部を除く。）

健康福祉局（保健医療部、健康安全室）

まちづくり局

会計室

市民オンブズマン事務局

選挙管理委員会事務局

監査の範囲 平成21年度及び平成22年度の財務に関する事務の執行（必要に応じて他の年度も対象とする。）

監査の期間 平成22年9月1日から

平成22年11月25日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 実効性のある財産調査を行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第2号によると、債務名義のある債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行の手続を執らなければならないとされている。

確定判決により債務名義のある債権の回収事務をみたところ、平成14年度及び16年度に強制執行の手続が執られたが、その後は債務者の事務所近辺を外観上確認するなどにとどまり、実効性のある財産調査が行われていな

かった。

債務名義を有する債権は、債務者の財産状況により強制執行の手続を執らなければならないことから、実効性のある財産調査を行われたい。

(財政局資産管理部資産運用課)

2 広告の掲載手続を適正に行うべきもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条によると、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとされている。また、川崎市ホームページ広告取扱要領第13条第2項によると、市ホームページへのバナー広告の掲載を希望する者は、掲載の決定後広告掲載料を一括前納するものとされている。

しかしながら、川崎市ホームページのトップページにおけるバナー広告の取扱事務についてみたところ、次のような事例があった。バナー広告の掲載手続を適正に行われたい。

(1) 調定手続が遅れていたもの

掲載承認通知日から約2～4箇月経過後に調定していた事例

(2) 納期限を掲載日前日にしていなかったもの

掲載日から約2～5箇月経過した日を納期限としていた事例

(3) 広告掲載料の納付状況を確認していなかったもの

従前の広告掲載料が未納であるにもかかわらず、引き続いての広告掲載の申込みに対して承認通知を送付していた事例

(市民・こども局シティセールス・広報室)

3 共通利用券の取扱いを適正にすべきもの

川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年条例第45号）第6条及び川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年条例第25号）第5条において、川崎市

市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館（以下「取扱施設」という。）で回数券として利用できる共通利用券について定められている。

川崎市市民ミュージアム及び川崎市岡本太郎美術館の共通利用券の取扱状況を確認したところ、次のような事例があったので、共通利用券の取扱いを適正に行われたい。

(1) 売上収入の事業費への充当方法を定めるべきもの

共通利用券の売上収入は、販売した取扱施設と実際に利用された取扱施設が異なる場合は、原則として利用された取扱施設の事業費として充当すべきところ、充当方法について定めのないまま、販売した取扱施設の事業費として充当していた事例

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館)

(2) 共通利用券の管理を適正に行うべきもの

ア 共通利用券の導入時から川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号）による帳簿の作成及び出納手続がされていなかった事例

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館)

イ 収納事務の受託業者の在庫を適正に管理していなかった事例

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

ウ 誤って廃棄していた事例

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

4 観覧料を適正に定めるべきもの

川崎市市民ミュージアム条例第6条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条によると、企画展の観覧料は企画展ごとに決裁権者が定めるものとされている。

しかしながら、観覧料の決裁が企画展の開催終了後にさかのぼって行われていた。

観覧料の決定に当たっては、川崎市市民ミュージアム条例等に基づき、適正に行われたい。

(市民・こども局川崎市市民ミュージアム)

5 資金の返還に係る債権の管理を適正に行うべきもの

看護師等修学資金は、将来市内の医療施設において看護師又は准看護師として勤務しようとする者に対して資金を貸与するものである。

この看護師等修学資金の返還に係る債権をみたところ、平成17年度及び18年度に歳入の調定がされたもののいまだ納入されていない債権について、その貸付けの経緯や滞納の状況が記録された文書が残されておらず、催告や督促の有無について確認することができなかった。

返還に係る債権の管理を徹底し、滞納債権については適切に収納されたい。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

6 徴収事務の委託に当たり契約内容を見直すべきもの

本市が所有する市内の空中写真及び斜め写真については、市民等から複製申請があった場合、空中写真・斜め写真のネガフィルム等保管及び写真複製業務に関する契約により、その受託業者が複製、納品及び複製料金の徴収を行っている。この複製料金には、受託業者の収入となる複製本体の価格のほかに本市の歳入であるフィルム使用料が含まれていることから、このフィルム使用料については受託業者に本市の徴収事務を委託していることとなる。

しかしながら、地方自治法施行令第158条第1項によると、普通地方公共団体は、その歳入のうち使用料、手数料、賃借料、物品売払代金及び貸付金の元利償還金についてのみ私人に徴収の事務を委託することができることとさ

れているところ、当該契約に基づくフィルム使用料はこれらの歳入に該当しないものである。

今後も徴収事務を委託するのであれば、当該契約の見直しを行い、同項に定める歳入となるよう取り扱われたい。

(まちづくり局計画部都市計画課)

7 収納事務の受託者に滞納者への納付指導を適正に行わせるべきもの

市営住宅使用料の収納事務については、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納の事務に係る委託契約により、川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）に委託している。この契約で滞納整理の指針としている川崎市営住宅等使用料滞納整理事務処理要綱（以下「要綱」という。）及び川崎市営住宅等使用料滞納整理事務処理要領（以下「要領」という。）によると、市営住宅使用料の滞納者の状況に応じて夜間の訪問納付指導を行うこととされ、また、4月、5月、7月及び12月において特に夜間等の戸別訪問を強化するとされている。

しかしながら、公社の訪問納付指導は、月曜日から金曜日までの水曜日を除く週4日、訪問時間帯は午前9時から午後3時までとなっており、要綱及び要領に定められた夜間の訪問納付指導を行っていなかった。また、公社が作成した平成21年度の滞納整理戸別訪問調書をみたところ、訪問戸数は6,801件に対し、在宅戸数は1,581件であり、訪問戸数に対する在宅戸数の割合は23.25%となっており、戸別訪問を実施する効果が十分に上がっていない状況であった。

公社の納付指導の対象は、滞納期間が12箇月未満という短期の滞納者である。市営住宅使用料の収入率の下降原因となっている長期滞納者の増加を未然に防止するためにも、滞納の初期段階における対応は非常に重要である。市は、公社に対して要綱及び要領に基づいた滞納者への納付指導を適正に行

わせることとされたい。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

8 支出事務を適正に行うべきもの

支出事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正に事務処理を行われたい。

(1) 予算執行伺、契約等の手続を事前に行っていなかったもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされているが、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入、委託業務等を行わせ、予算執行伺、契約書、請書等の日付をさかのぼって事務処理を行っていた事例

(総合企画局都市経営部広域企画課、同企画調整課、同統計情報課、神奈川口・臨海部整備推進室、自治政策部、財政局資産管理部資産運用課、市民・子ども局市民生活部市民協働推進課、同地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、人権・男女共同参画室、シティセールス・広報室、市民スポーツ室、市民文化室、川崎市岡本太郎美術館、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同動物愛護センター、まちづくり局総務部企画課、計画部都市計画課、同景観・まちづくり支援課、市街地開発部市街地整備推進課、同新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所、同住宅整備課、同住宅管理課、登戸区画整理事務所、小杉駅周辺総合整備推進室、施設整備部施設計画課、指導部建築情報課、選挙管理委員会事務局選挙課)

(2) 一括発注とすべきところ分割発注していたもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第4条及び川崎市事務

決裁規程第5条によると、定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされているが、物品等について一括発注とすべきところ、所管する部署での契約となるよう分割して起案していた事例

(総合企画局都市経営部広域企画課、同企画調整課、自治政策部、財政局財政部庶務課、資産管理部資産運用課、市民・こども局市民生活部市民協働推進課、同地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、川崎市市民ミュージアム、川崎市岡本太郎美術館、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同中央卸売市場食品衛生検査所、同動物愛護センター、まちづくり局計画部都市計画課、交通政策室、市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所、同住宅整備課、施設整備部施設計画課、指導部建築情報課、選挙管理委員会事務局選挙課)

9 支出に関する証拠書類を適正に扱うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第10条第1項によると、支出に関する証拠書類の金額は訂正してはならないとされている。

2009年スーパー陸上競技大会の運営負担金の支出事務についてみたところ、予算執行伺に添付された依頼文の首標金額が訂正されていた。

川崎市金銭会計規則に基づき、支出に関する証拠書類を適正に扱われたい。
(市民・こども局市民スポーツ室)

10 委託業務の実施方法を見直すべきもの

まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課では、重点密集市街地として位置付けた地区において、地域住民の密集市街地改善に対する啓発と地区内の不燃化住宅への建替促進を図ることを目的として、重点密集市街地の改善

に向けた建替等相談業務委託（以下「相談業務委託」という。）を実施している。相談業務委託は、仕様書により相談会を年4回開催することとなっている。

平成21年度に実施した相談業務委託の実施状況をみたところ、相談会は委託業者5～8名、講師1名及び市職員2名の体制により年4回開催されたものの、住民の各回の参加状況は、募集20名に対し、それぞれ2名、1名、2名及び0名であった。

地域住民の密集市街地改善に対する啓発と地区内の不燃化住宅への建替促進を図ることは、災害に強い、安全で快適な住環境の形成を図るために必要であるが、住民の参加状況からみて相談業務委託の効果は十分発揮されているとはいえない状況にある。委託目的が効果的に達成できるよう実施方法について見直しを検討されたい。

（まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課）

11 委託金額を適切に積算すべきもの

川崎市市民ミュージアム学芸業務運営委託契約（以下「運営委託契約」という。）をみたところ、委託金額の積算において学芸業務に要する人件費が計上されていなかった。これは教育委員会事務局の所管である財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱による補助金の中に、学芸業務に要する人件費が含まれていることによるものであった。

委託契約の受託者に対し、受託業務に要する人件費を補助金で出すべきではないため、委託金額の積算に当たっては、人件費を含め適切に行われたい。

なお、運営委託契約の見直しに当たっては、教育委員会事務局と調整されたい。

（市民・こども局川崎市市民ミュージアム）

12 契約の内容を明確にするとともに適正に履行を確認すべきもの

契約の締結に当たっては、契約の内容をあらかじめ明確に定めておくことにより、相手方に適正な履行をなさしめ、また、適正な履行が行われたかを確認することができるものである。

しかしながら、予防接種事業の一部委託に関する契約書、がん検診事業の一部委託に関する契約書及び歯周疾患検診事業の一部委託に関する契約書において、研修委託費の額の記載はあるものの、研修の内容等の記載がなかった。

また、予防接種事業の一部委託に関する契約及びがん検診事業の一部委託に関する契約にあっては、契約期間終了後に受託者から提出された実績報告書に研修の内容等が記載されていなかった。歯周疾患検診事業の一部委託に関する契約にあっては、実績報告書が提出されていなかった。

契約の締結に当たってその内容を明確に定めるとともに、履行について適正に確認されたい。

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

13 委託契約の完了検査を適正に行うべきもの

地方自治法施行令第167条の15によると、完了検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、川崎市営住宅駐車場管理委託契約書に基づき提出された管理委託報告書（以下「報告書」という。）についてみたところ、仕様書に定められた業務の処理件数の記載のないものが多数あった。また、報告書は仕様書で定められた業務内容と一致しておらず、完了検査が十分行える様式とはなっていなかった。

報告書は支出の根拠となるものであることから、受託者に報告書の記載方

法について周知徹底を図るとともに、報告書様式の見直しや必要に応じ現地調査を実施するなど、完了検査を適正に行うこととされたい。

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

14 不法占有の状態を解消すべきもの

地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

しかしながら、代替地として管理している土地を抽出して現地調査したところ、駐車場や畑などとして不法占有されている土地があった。

これらの代替地は不法占有の状態が継続することにより、不法占有者によって取得時効による所有権取得の対象になるため、市が所有権を喪失する可能性がある。また、適正に貸付けを行えば得られるであろう財産貸付収入などの利益を喪失することにもなりかねない。

代替地は直接行政の用に供さないものの市の貴重な財産であることから、不法占有の状態が解消されるよう適正に管理されたい。

(財政局資産管理部資産運用課)

15 備品及び医薬品を適正に管理すべきもの

地域医療課の備品の管理を確認したところ、同課及び同課の所管する各区の休日急患診療所（多摩区は休日夜間急患診療所）の備品について配置場所を把握していなかった。配置場所が不明であると備品の存否という基本的な確認ができないことから、配置場所を把握されたい。

また、地域医療課は休日急患診療所において使用する医薬品の調達事務を行っているところ、当該医薬品の消耗品出納簿について払出しの処理を行っていないかった。当該医薬品の在庫数を適切に把握するため、払出しの処理を

適正に行われたい。

なお、これらの点については、平成19年度の定期監査により同様の指摘をしていたものである。医薬品の出納簿について受入れの処理を行うなど、一部に改善がみられたものの、いまだ管理が不十分なものである。是正に向けて速やかに取り組まれない。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

16 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

本市職員が各種団体の所有に属する現金の会計業務に従事する場合には、総務局が定めた基準である各種団体の会計業務に関する運用（以下「運用基準」という。）に沿って行う必要がある。

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務についてみたところ、次のような事例があったので、運用基準に沿って行うよう改められたい。

(1) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書に基づかない出納を行っていた事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、健康福祉局健康安全室)

(2) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金の出納簿、収入整理簿及び支出整理簿が作成されていなかった事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、健康福祉局健康安全室)

(3) 運用基準第5条で備えておくべきものとされている領収書がなかった事例

(市民・こども局人権・男女共同参画室)

17 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 普通財産の貸付料の督促手続を適正に行うべきもの

督促状の発送又は納期限について、川崎市財産規則（昭和39年規則第33号）に定める日により手続を行っていなかった事例

（財政局資産管理部資産運用課）

(2) 使用の許可等の手続を適正に行うべきもの

施設の使用に当たり使用の許可等の手続を行っていなかった事例

（市民・こども局川崎市市民ミュージアム）

(3) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

観覧料等の収納金について、会計管理者が認める期日までに公金取扱金融機関への払込みを行っていなかった事例

（市民・こども局川崎市岡本太郎美術館）

(4) 使用料を適正に納付させるべきもの

川崎市財産規則の定める期限内に行政財産の使用料を納付させていなかった事例

（健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室動物愛護センター）

(5) 貸付金の借用証書を適正に作成させるようにするもの

貸付金の借用証書について、誤った借用期間が記載されていた事例
(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(6) 精算事務を適正に行うべきもの

ア 前渡金の精算を行っていなかった事例

(総合企画局公園緑地まちづくり調整室)

イ 概算払の精算を速やかに行っていなかった事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課)

(7) 補助金の執行を適正に行うべきもの

ア 補助対象外事業費を補助対象として交付決定し、額の確定を行っていた事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課)

イ 補助事業等の経費の配分、使用方法等の記載がない申請書のまま補助金の交付決定が行われていた事例

(市民・こども局市民スポーツ室、市民文化室)

ウ 補助金交付要綱に補助事業等の経費の配分、使用方法等が明確に定められていない事例

(市民・こども局市民生活部市民協働推進課)

(8) 請求書を適正に訂正させるようにするもの

事業者から提出された請求書について、訂正が不十分のまま受け取っていた事例

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(9) 補助金の支払いの時期又は方法について検討すべきもの

概算払としている補助金の支払時期が3月下旬等であった事例

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

(10) 契約書において契約の成果物又は契約期間を適正に記載すべきもの

委託契約書に成果物についての記載が十分にされていなかった事例及び
委託契約書に記載された契約期間が実際のものよりも短期間であった事例

(健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課)

(11) 損害保険関係事務について所管課への指導を徹底すべきもの

除却された建物に保険料を支払っていた事例及び保険対象から漏れていた事例

(財政局資産管理部資産運用課)

(12) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 代替地として管理している土地、休日急患診療所及び衛生研究所において境界標が見当たらなかった事例

(財政局資産管理部資産運用課、健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室衛生研究所)

イ 休日急患診療所及び動物愛護センターにおいて測量図がなかった事例
(健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室動物愛護センター)

ウ 動物愛護センターにおいて使用許可なくごみ集積所が設置されていた事例

(健康福祉局健康安全室動物愛護センター)

エ 休日急患診療所の管理人が使用許可を受けていない会議室を使用していた事例

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

オ 部局間において一時的に使用させている土地について使用承認の手続を行っていなかった事例

(まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所)

(13) 備品管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(市民・こども局平和館)

イ 重要物品について保管していない絵画を登録していた事例

(市民・こども局川崎市岡本太郎美術館)

ウ 贈与又は寄附により受けた物品について、物品の受入検査をしないなど受入れの手続を行っていなかった事例

(市民・こども局平和館)

エ 現物は廃棄済みであるが、不用の決定及び処分の決定を行っていないため、出納簿に登載されていた事例

(財政局税務部税制課、市民・こども局市民生活部庶務課、同地域安全推進課、川崎市市民ミュージアム、健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同中央卸売市場食品衛生検査所、同動物愛護センター、まちづくり局総務部企画課、計画部都市計画課、市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所、同住宅整備課、同住宅建替推進課、施設整備部施設計画課、選挙管理委員会事務局選挙課)

オ 所在不明となっている事例

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

カ 保管換えの手続が行われていない事例

(市民・こども局市民生活部地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、シティセールス・広報室、健康福祉局健康安全室)

キ 備品票がちょう付されていない事例

(財政局財政部財政課、市民・こども局市民生活部戸籍住民サービス課、健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室中央卸売市場食品衛生検査所、同動物愛護センター)

ク ちょう付されている備品票の品名又は番号に誤りのあった事例

(健康福祉局健康安全室、同衛生研究所、同動物愛護センター)

ケ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(総合企画局自治政策部、財政局財政部財政課、税務部税制課、同課税指導課、同市民税課、健康福祉局保健医療部地域医療課、健康安全室、同衛生研究所、同動物愛護センター)

コ 同一の備品について出納簿に重複して登載していた事例

(財政局財政部財政課)

サ 使用者が旧使用者のままとなっていた事例

(財政局財政部財政課)

シ 廃棄処分時に誤って同じ種類の別の備品を抹消していた事例

(健康福祉局健康安全室中央卸売市場食品衛生検査所)

(14) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

ア 総合財務会計システムによる管理がされていなかった事例

(財政局税務部市民税課、同収納対策課、市民・こども局市民生活部地域安全推進課、健康福祉局健康安全室、選挙管理委員会事務局選挙課)

イ 切手又は薬品について、出納簿と現存数が一致しなかった事例

(健康福祉局保健医療部健康増進課、同環境保健課、同地域医療課、健康安全室、同中央卸売市場食品衛生検査所)

(15) 出納員の任命手続を適正に行うべきもの

物品出納員を任命していなかった事例

(総合企画局公園緑地まちづくり調整室、神奈川口・臨海部整備推進室、
財政局滞納債権対策室)

(16) 申請書の受付を適正に行うべきもの

申請書に受付印が押印されていなかった事例

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)